

2016年5月20日

## 博士学位論文審査要旨

申請者 鵜海未祐子

論文題目 **公教育と宗教をめぐる教育政策の正統性**  
—北米の教育判例・事例の熟議的考察—

申請学位 博士（教育学）

### 審査員

主任 藤井千春 早稲田大学・教育・総合科学学術院教授 博士(教育学) (早稲田大学)  
副査 小松茂久 早稲田大学・教育・総合科学学術院教授 博士(学術) (神戸大学)  
白石 裕 元早稲田大学・教育・総合科学学術院教授 博士(教育学) (京都大学)  
金田耕一 日本大学・経済学部教授 博士(政治学) (早稲田大学)

### 1. 本論文の目的と課題

本論文の目的は、エイミー・ガットマン (Amy Gutmann) の熟議民主主義理論 (deliberative democratic theory) が、多文化社会における教育政策の「正統性」 (legitimacy) を担保するための原理として、どのように有効であるかを明らかにすることである。そのために、本論文では、ガットマンが熟議民主主義理論において提起した諸原理を観点として、宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐる争われた、北米 (カナダとアメリカ合衆国) における、いくつかの教育裁判の判例が取り上げられて分析・検討されている。

本論文において、筆者は、ガットマンが論じた熟議民主主義理論は、従来のリベラル・デモクラシーで支配的であった「純粋な手続き主義」や「多数決主義」に対比して、政策決定に関する正統性を有すると主張する。なぜならば、筆者によれば、北米における、宗教に関する問題がかかわっている教育をめぐる政策では、それによって保障されるべき「個人の自由」が、従来の「純粋な手続き主義」や「多数決主義」に基づく政策決定では、「民主的」決定の名の下に、実質的には「多数派による少数派の抑圧・差別」として不当に制限される状況が生まれ得るからである。そこで、筆者は、まず、ガットマンの熟議民主主義理論を構成する「相互性」 (reciprocity) —自分とは異なった文化・宗教・価値を有する他者について相互に知り合うこと—や「相互尊重」 (mutual respect) —「理にかなった道

徳的不一致」として、相互に異なることを認め合うこと一、及び「非抑圧・非差別」(nonrepression・nondiscrimination)一少数者を抑圧しない・少数者と多数者を区別しない一原理の意味を明らかにしている。その上で、それらの原理を観点として、宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐる争われた裁判で下された判例を分析・検討している。そのようにして、多文化主義における教育政策の民主的な「正統性」に関する規準の抽出を行い、それぞれの判例が多文化社会において有する意義について考察し、さらに、そこに見出される限界についても指摘している。つまり、このように筆者は、ガットマンの熟議民主主義理論に基づいて、多文化社会において文化的集団の間に宗教や価値などをめぐる生き方に関する「道徳的不一致」が発生した場合、教育政策において、「多数派による少数派の抑圧・差別」が発生することを回避するために、人々の間のそれら「道徳的不一致」をどのように調整すべきなのかについて考察を展開している。いわば、多文化的な民主主義社会において、教育政策の「正統性」が見出されるべき規準について明らかにすることを試みている。

## 2. 本論文の視点と方法

本論文の第1章では、ガットマンの熟議民主主義理論を構成する「相互性」、「相互尊重」、「非抑圧・非差別」原理について、それぞれの意味や相互の関係について整理し、熟議民主主義が要請される理由、その特徴、批判などについて論じられている。また、ガットマンの熟議民主主義理論における「非抑圧・非差別」の原理が、ジョン・デューイの民主主義理論と親和性を有することが指摘され、ガットマンの熟議民主主義理論がプラグマティズムの思想的系譜に位置けられている。そのようにして第2章以下の諸裁判の判例を検討していくための分析枠組みが提示されている。

また、この点で、本論文が、宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐる争われたいくつかの裁判の判例についての法理論的な検討ではなく、ガットマンの熟議民主主義理論に基づいた教育に関する政治哲学的な検討・考察であることが示されている。ここに本論文の独自性及びその特色を見出すことができる。

第2章以下の各章では、カナダ、及びアメリカ合衆国において争われた、宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐるいくつかの裁判の判例が取り上げられて分析・検討されている。なお、カナダとアメリカ合衆国とは、国家と宗教との関係、法文化や判例史の相違など、同列には論じられない相違点もある。しかし、本論文では、筆者は、そのような背景を考慮しつつ、多文化社会における文化的多数派と少数派との間での「相互性」、「相互尊重」、及び「非抑圧・非差別」の達成という観点から、多文化社会において文化的集団の間に宗教や価値などをめぐる生き方に関する「道徳的不一致」が発生した場合に、それらの裁判では教育政策の「正統性」についてどのような点に焦点が当てられ、そ

れについてどのように考えられたのかについて分析・検討されている。

各章では、次の判例が取り上げられて、分析・検討されている。

第2章では、カナダのムルタニ判決（2006年、カナダ最高裁）とチェンバレ判決（2002年、カナダ最高裁）が取り上げられ、少数派の存在に対する「非抑圧」、多数派による「非差別」、双方の間での「相互性」、「相互尊重」という観点から、これらの判決の熟議民主主義という点での教育政策の正統性に対して有する意義について分析・検討されている。第3章では、カナダのS.L.判決（2012年、カナダ最高裁）、及び類似した争点を有するアメリカ合衆国におけるモザート判決（1987年、アメリカ連邦控訴裁判所）が取り上げられ、両親の信仰が子どもの多文化的な理解に与える抑圧・差別について分析・検討され、「相互性」、「相互尊重」の原理に基づいて判決の有する意義について明らかにされている。第4章では、カナダのアドラー判決（1996年、カナダ最高裁）が取り上げられ、宗教的少数派の学校に対する公費支出のための条件について分析・検討されている。また、同様の観点からアメリカ合衆国で連邦（2002年、合憲）とフロリダ州（2006年、違憲）とで判決が対立している教育バウチャーをめぐる裁判が取り上げられ、それをめぐる論争点と問題点について整理・検討されている。第5章では、デューイの「厳格な政教分離の原則」と「教育機会の平等」の相補性を観点にして、現代の教育バウチャーをめぐる論争に関する問題点が明らかにされ、その問題に対してはガットマンの見解では十分には解決できないことが指摘され、この問題の解決のための考察が試みられている。

一連の判例についての検討・考察では、筆者は、ガットマンの熟議民主主義理論を中心的な分析・考察の枠組みとして使用しているが、第3章では、チャールズ・テイラー（Charles Taylor）のインターカルチャリズム論やアイデンティティーをめぐる「承認の政治」論を補助的に使用している。また、特に教育バウチャーをめぐる問題では、第5章でデューイの民主主義論を参照しつつ、教育バウチャーが宗教私立学校に使用されることに批判的なガットマンに対して、条件的に劣悪なインナーシティの公立学校に通う子どもたちに対する避難策、すなわち平等性の保障、あるいは「非差別」という点での意義を指摘することにより、ガットマンの理論の限界を指摘している。

このように本論文では、ガットマンの熟議民主主義理論を分析・考察の枠組みとしていくつものタイプの裁判における判例が分析・検討され、教育機会については、特に宗教的な価値や生き方に基づく多数派と少数派との間での「道徳的不一致」がかかわっている場合には、従来のリベラリズム論のもとでは、多数派による少数派に対する抑圧・差別が温存されてきたことが指摘されている。そのような問題意識からガットマンの熟議民主主義理論に基づいて、各裁判の事例における「道徳的不一致」に関する対立的な論点が分析・検討され、それぞれの訴訟に孕まれている多数派による少数派に対する抑圧・差別が発生する構造が明らかにされている。そして、「道徳的不一致の調整」においては、提起された宗教的理由が、「相互性」、「相互尊重」、及び「非抑圧・非差別」などの原理に適う限り、

公的理由として受容され調整される対象となるという、ガットマンの熟議民主主義理論の主張を観点として、教育政策の民主主義としての「正統性」に関して各判例が有する意義について考察・解説されている。

### 3. 本論文の構成

本論文は次のような章立てによって展開されている。

#### 序 章

1. 本論文における問題（目的と方法）の設定と背景
2. 本論文の独自性、先行研究との位置関係
3. 本論文の構成

#### 第1章 熟議民主主義とその諸理論

##### 第1節 熟議民主主義理論

##### 第2節 ガットマンの「非抑圧・非差別」原理の教育平等論的な意義

—デューイによる「価値の平等論」の実現に向けて—

#### 第2章 公立学校における多文化主義と信教の自由（その1）

—宗教ないし道徳的不一致をめぐる文化的多数支配による専制に関する問題—

##### 第1節 公立学校における宗教の取り扱いに関する一考察

—ムルタニ判決における「合理的な調整」に焦点をあてて—

##### 第2節 チェンバレ判決の意味

—〈公教育 vs. 宗教〉図式の再考—

#### 第3章 公立学校における多文化主義と信教の自由（その2）

—宗教的理由に基づく必修科目の免除の可否に関する問題—

##### 第1節 多文化社会の公教育と信教の自由

—S.L.判決を素材として—

#### 付 論 モザート判決論争の熟議的考察

#### 第4章 公教育制度における多文化主義と信教の自由

—宗教学校への宗教的、経済的、人種的理由に基づく公費援助に関する問題—

##### 第1節 宗教マイノリティに対する公教育の射程の一考察

—オンタリオ州のアドラー判決を中心として—

##### 第2節 アメリカにおける教育バウチャー実施の困難と法（制度）との関連

—政策価値の動きに着目して—

## 第5章 ガットマンの教育バウチャー論に対する批判的再検討

### 第1節 教育バウチャーをめぐる民主教育論の強調点

—判決と関連思想の史実に着目して—

### 第2節 マイノリティにとっての再配分的な教育バウチャーの意義

—ガットマンの教育バウチャー批判に対する再検討—

## 終章

1. 本論文における各章各節の論点

2. 共通要素の明確化

3. 非抑圧・非差別などの原理に伴う熟議民主主義理論の課題と示唆

## 4. 各章・各節の概要

「序章」では、「本論文における問題（目的と方法）の設定と背景」「本論文の独自性、先行研究との位置関係」「本論文の構成」について述べられている。

「第1章 熟議民主主義とその諸理論」では、「第1節 熟議民主主義理論」で、従来のリベラル・デモクラシーの性格とそこに内在する諸問題について指摘され、それに対する熟議民主主義の持つ意味や意義について検討され、その上でガットマンの熟議民主主義理論の特徴と意義について論じられている。すなわち、リベラル・デモクラシーが、教育政策における「道徳的不一致」に関して、多数支配による恒常的な少数者の抑圧・差別を生み出す傾向を孕んでいること、それに対して熟議民主主義は、道徳的不一致をめぐり、双方が相互について知り合った上で、相互の間の理にかなった不一致を尊重することにより、多数者と少数者との間での「非抑圧・非差別」を実現することを目指す立場であると論じられている。そして「第2節 ガットマンの「非抑圧・非差別」原理の教育平等論的な意義—デューイによる「価値の平等論」の実現に向けて—」では、経済的強者による弱者に対する抑圧・差別の克服をめざすデューイの参加型民主主義論において重視されている「熟慮」「説得」「自由なコミュニケーション」「会合」「議論」「真の会話」などが、ガットマンの熟議民主主義理論で重視される要素と重なりあうこと、また、デューイが「平等」について、「成長」におけるそれぞれの個性的能力の最大化の保障を重視していたことに基づいて、そのような観点からガットマンの「非抑圧・非差別」の意味について検討し、ガットマンの熟議民主主義理論における諸原理をデューイの平等論の発展として位置付けている。

「第2章 公立学校における多文化主義と信教の自由（その1）—宗教ないし道徳的不一致をめぐる文化的多数支配による専制に関する問題—」では、宗教的少数派に対する抑圧・差別が論点となった判例を事例として、少数派が多数派に理解される機会が保障されなければならないというように、民主主義としての教育政策に関する「正統性」について

熟議的な分析・検討が行われている。「第1節 公立学校における宗教の取り扱いに関する考察—ムルタニ判決における「合理的な調整」に焦点をあてて—」では、公立学校における宗教的象徴物の着用をめぐる争われた裁判が取り上げられている。そして、宗教的少数派であるシーク教徒の着装するキルパン（ナイフ）について、象徴的にも実質的にも凶器という意味や機能は持ち得ないことに基づいて、その学校内での装着が認められるという判決（2006年、カナダ最高裁）について検討され、多数派による少数派への理解の機会の保障という「非抑圧・非差別」の原理に基づいて、熟議民主主義の観点からその意義を明らかにしている。そのようにして、宗教的少数派に属する個人への「非抑圧・非差別」を担保することの必要性について論じられている。「第2節 チェンバレ判決の意味—＜公教育 vs.宗教＞図式の再考—」では、多様な家族の在り方を示した補助教材の採用をめぐる、「宗教的価値」と「市民的価値」が対立した裁判が取り上げられている。そして、宗教的多数派による「同性愛家族を描く絵本」を排除する要求を認めなかった判決（2002年、カナダ最高裁）について検討され、少数派に対する偏見・差別を解消するという観点から、さらに多数派と少数派との間に横たわる権力格差の再生産の防止という観点から、「相互尊重」に基づく「理にかなった道徳的不一致」がめざされることが示されたという観点から、判決の有する意義が明らかにされている。そのようにして、信教の自由や親の教育権が、少数派を保護するという市民的平等に抵触する場合には排除されるべきことについて論じられている。

「第3章 公立学校における多文化主義と信教の自由（その2）—宗教的理由に基づく必修科目の免除の可否に関する問題—」では、保護者からの宗教的理由に基づく子どもの授業出席免除要求に対する判決を事例として、教育内容に関する正統性をめぐって熟議的な分析・検討が行われている。「第1節 多文化社会の公教育と信教の自由—S.L.判決を素材として—」では、保護者からの「必修科目の宗教的理由に基づく免除の可否」をめぐる争われた裁判が取り上げられている。そして、必修科目 ERC は宗教間の相互批判や評価の回避に配慮されており、「信教の自由」の侵害には当たらないとして出席免除要求を認めなかった判決（2012年、カナダ最高裁）について検討され、問題が発生したケベック州における宗教的少数派に対する偏見や差別という不正義が発生している現状において、「相互性」や「相互尊重」の観点から、また、多数派と少数派との間に横たわる権力格差の再生産の防止という観点から、さらに、保護者からの ERC の免除申請が「子どもが保護者とは異なる見解に触れることを拒絶する」抑圧的要請であること、すなわち、子どもが多様な見解を知る機会の保障という観点から、その意義が明らかにされている。「付論 モザート判決論争の熟議的考察」では、「公立学校の必修科目としての読本授業」へ出席が「宗教の自由の侵害」に当たるとして出席免除を訴えた裁判が、S.L.判決の類似した先行事例として取り上げられている。そして、異なる意見や価値観に触れるだけでは「宗教の自由の侵害」には当たらないとした判決（1987年、アメリカ連邦控訴裁判所）について、公立

学校では「自他の尊厳の保障」という「相互尊重」による「非差別」が達成されなければならないという観点から、公立学校の差別回避の役割について明らかにしたものであるという意義を有すると論じられている。

「第4章 公教育制度における多文化主義と信教の自由—宗教学校への宗教的、経済的、人種的理由に基づく公費援助に関する問題—」では、私立学校に対する公費支援に関する判例を事例として、その正当性をめぐって熟議的な分析・検討が行われている。「第1節 宗教的マイノリティに対する公教育の射程の一考察—オンタリオ州のアドラー判決を中心に—」では、政教分離原則が憲法に明記されていないカナダにおいて、すでに行われているカトリック学校への公費援助の合憲性を確認するとともに、他の宗教学校への公費援助の政治的実現可能性を示したアドラー判決（1996年、カナダ最高裁）が取り上げられている。少数派宗教に対する偏見や差別が存在するオンタリオ州の状況において、統合教育における「子どもたちの尊厳保障」の理念と同時にその現実的な困難さを踏まえて、宗教学校への暫定的な公費援助の必要性を認めたものとして、この判決の有する意義が明らかにされている。また、この判決を手がかりに、宗教系私立学校に対して、「民主教育」を義務付けること、及び、入学資格基準に宗教的要件を解除させることを公費支援の条件とすることによって、「非抑圧・非差別」を担保することが可能であると論じられている。それに対して、「第2節 アメリカにおける教育バウチャー実施の困難と法（制度）との関連—政策価値の動きに着目して—」では、教育バウチャーについて連邦レベルで合憲判決を下したゼルマン判決（2002年、連邦最高裁）と州の憲法に対する違憲判決を下したフロリダ州最高裁判所の判決（2006年）が取り上げられている。教育バウチャーが実質的にほぼ宗教系学校で使われている状況について、前者では「厳格な政教分離の原則」よりも「不平等な教育機会の是正」が優先されているとして、後者では政教分離の観点から画一的な教育機会保障を担うことが州の独占的な義務と見なされているとして、それぞれの判決の論点が対比的に明確にされている。そして、教育困難校の改善が早急には見込めない現状において、そのような学校に通う経済的貧困家庭の子どもへの救済という点で、いわばセカンドベストとしての教育バウチャーの必要性が論じられている。しかし、一方で、アドラー判決と比較して、宗教系私立学校における「非抑圧・非差別」を担保するための条件が不明確であるという点で、教育バウチャーに関して残されている問題点も指摘されている。

「第5章 ガットマンの教育バウチャー論に対する批判的再検討」では、教育バウチャーをめぐる論争点についての分析・検討が深められている。「第1章 教育バウチャーをめぐる民主教育論の強調点—判決と関連思想の史実に着目して—」では、デューイの思想を手がかりにして「厳格な政教分離の原則」と「教育機会の平等」の問題について考察が深められ、ガットマンの「再配分的な教育バウチャー」についての議論を補うことが試みられている。すなわち、デューイにおいては相補的に捉えられていた「厳格な政教分離の原則」と「教育機会の平等」が、経済的困難を抱える地区においては、前者を堅持すること

は後者の実現を実質的に妨げるという対立的な構図となっており、そこから「緩やかな政教分離原則」のもと「宗教学校への公費援助」を暫定的に容認する必要性について論じられている。「第2節 マイノリティにとっての再配分的な教育バウチャーの意義—ガットマンの教育バウチャー批判に対する再検討—」では、複合的マイノリティに対する「再配分的な教育バウチャー」の必要性について論じられている。人種的・経済的分離の加速する公立学校において、多数派と少数派との統合教育が形式的に保持され続けた場合、かえって複合的マイノリティの社会的孤立を助長することになるという問題意識から、「非抑圧・非差別」原理に適合する宗教系私立学校への公費援助の途を開くことの必要性について論じられている。

「終章」では、各章各節の論点がまとめられ共通要素が明確化された上で、「非抑圧・非差別」などの原理に基づいて熟議民主主義理論について、残された課題が指摘されている。すなわち、ガットマンの「非抑圧・非差別」の原理が、「多数派による少数派の抑圧・差別」の構造を明らかにして告発して権力格差の調整や是正をめざすための原理としては有効であるものの、政策決定などの過程における「非抑圧・非差別」化に向けて人々を動機づけるための原理としては必ずしも有効ではないという点である。この点に関して、ケネス・ハウ (Kenneth Howe)、マーク・ベニングトン (Mark Pennington)、広瀬裕子などの論が検討され、自己に潜む「多数派性／少数派性への両面性」の自覚を人々に促すことが、相互の理に適った「道徳的不一致」を認め合うという「相互尊重」の感覚を生み出し、「教育政策の相互正当化」に関して熟議民主主義を動機付けていくことになるという可能性を示唆している。

## 5. 本論文の意義

本論文では、従来の「純粋な手続き主義」や「多数決主義」に基づく政策決定では、「民主的」決定の名の下に、実質的には「多数派による少数派の抑圧・差別」として不当に制限される状況が生まれ得るという問題意識に基づいて、ガットマンの熟議民主主義理論とそこで提案されている諸原理に基づいて、多文化社会における教育政策の「正統性」を担保するために、教育政策の有すべき「正統性」に関して政治哲学的な考察や倫理的な考察が展開されている。それにより民主主義的な教育政策の有すべき条件についての新たな知見が追加されるとともに、この追加によってガットマンの理解の新たな深化をもたらす地平が切り開かれている。

具体的には本論文の価値を次の点に認めることができる。

第一に、本論文では、ムルタニ判決、チェンバレ判決、S.L.判決、アドラー判決など、2000年以降のカナダにおける宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐる争われた、いくつかの教育裁判の判例が取り上げられて分析・検討されている。これらの判

例をガットマンの熟議民主主義理論の中心的な原理を用いて分析・検討され、その意義について考察が展開されている。現在、ガットマンの熟議民主主義理論は、民主主義的教育政策論に新たな地平を切り開くことが期待されながらも、その斬新さゆえにまだ理念型に留まっている側面がある。本論文は、ガットマンの熟議民主主義理論を分析・検討することに基づいて、その新しさや意義について明らかにすることに留まっていない。本論文では、更にその実践的な適用の可能性を論証することが試みられている。それを通じて、本論文では、カナダ社会における近年の多文化主義をめぐる教育政策の方向性が明らかにされている。つまり、少数派が多数派によって隠されてしまい、実質的に抑圧・差別を受けることがないように、少数派が理解され存在を認められる機会を尊重し保証することの重視である。このように、本論文では、ガットマンの熟議民主主義理論が多文化主義社会の教育政策を新たに方向付ける理論として、どのように機能し得るかについて例証していると評価することができる。

第二に、本論文では、ガットマンの熟議民主主義理論が、いくつかの判例を分析・検討し、その価値について考察して明らかにするためのものとして使用されているだけではなく、アメリカにおける教育バウチャーをめぐる問題に関しては、ガットマンの主張の限界が指摘されており、また、それに基づいて熟議民主主義理論をさらに擁護し発展させるという立場から、今後の研究において考慮されなければならない課題も指摘されている。すなわち、教育政策をめぐる問題は、宗教間、人種間、学区間における経済的な格差とそれに伴う権力格差の問題が密接に結びついており、「厳格な政教分離の原則」と「教育機会の平等」が現実的には必ずしも両立し得ないことが明らかにされ、それにもとづいて緩やかな「政教分離の原則」のもとで「教育機会の平等」を実現していくことが課題となると示されている。この点はガットマンの熟議民主主義理論が、先に述べたように、その斬新さゆえにまだ理念型に留まっている側面があるためである。本論文ではそのようなガットマンの熟議民主主義理論の新しさとその意義だけではなく、実践的な適用における限界についても指摘されていると評価することができる。

第三に、本論文では、デューイの平等論—それぞれの個性的な能力の価値の平等、それを発達させる機会を保障されることの平等—が、多文化共生をめぐる現代的な問題にも適用可能であることを示し、その現代的な意義を明らかにしたことである。つまり、本論文では、ガットマンの理論に基づいて、リベラル民主主義政策論に、道徳性・倫理性の問題を改めて正面に据えて論じるべきことを説得的に示している。そして、このことは、道徳的不一致が発生したときに、異なった価値のもとで生きている他者について相互に知り合い、理解し合い、尊重し合うという、多文化社会における「生き方としての民主主義」(デューイ)の新たな方向性を提唱するものであり、デューイの民主主義理論の新たな発展の可能性を示しているといえる。

## 6. 総評

本論文では、ガットマンの熟議民主主義理論に基づいて、北米のいくつかの判例が分析・検討され、多文化社会における教育政策が「正統性」を担保するために必要な条件が明らかにされた。それとともにガットマンの熟議民主主義の理論の有効性について具体的な事例に基づいて検証がなされ、その有効性と限界が明らかにされた。また、判例を法理論的ではなく、ガットマンの熟議民主主義理論に基づいて政治哲学的に検討し、各判例の有する教育政策の決定に対する意義を明らかにした。このような点で、本論文はその成果とともに、そのテーマと手法についても独創性を有する研究として評価することができる。

本論文について、審査員からは次のような課題も指摘された。

第一に、ガットマンの熟議民主主義理論を構成している、例えば、「アカウントビリティ」や「公開性」など、本論文では使用されていない原理が、本論文における諸論点とどのように関係しているのかが不明確なことである。この点でガットマンの熟議民主主義理論の全体的な体系を示し、本論文で使用する原理のそこにおける位置関係を示すことが必要であるという点である。

第二に、ガットマンの熟議民主主義理論の現代の民主主義理論全体の中で占める位置を明確にすることが必要であるという点である。「純粋な手続き主義」や「多数決主義」に関する問題点の指摘、また従来の民主主義理論に代わる新しい民主主義理論の動向などを紹介し、そのような中でガットマンの熟議民主主義理論についての評価を示すことの必要性である。なお、この点について、本論文では、意思決定の主体性論の必要性について論じられている。しかし、その点についての論述はなお不十分であり、今後の研究上の課題として示されているに留まっている。

しかし、本論文の課題は、ガットマンの熟議民主主義理論そのものについての研究ではなく、現代の多文化社会における教育政策の「正統性」を担保するための原理の有効性を、宗教に関する問題がかかわっている教育政策をめぐって争われた、いくつかの教育裁判の判例を分析・検討することを通じて論証することにある。このような本論文の課題については十分に達成されていると評価することができる。また、本論文によって、これまで法解釈上の問題として取り扱われてきた政教分離の問題が、教育問題として深まりを持って議論される土壌が示されたといえる。今後、さらに多くの事例の分析・検討を通じて、ガットマンの熟議民主主義理論の有効性と限界を検証していくと共に、ガットマンの熟議民主主義理論を体系的に研究することは、研究を発展させるために必要な進路に設定されている課題といえる。

以上から審査員は全員一致で、本論文が博士（教育学）の学位を授与するに値する研究であると判断した。